主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人山田徳治の上告趣意第一、二点は控訴趣意において主張せず従つて原判決において何等判断をしていない事項に関して憲法違反及判例違反を主張するものであるばかりでなく、本件は所論のように被告人が家賃を一回受領する毎に一罪の成立あるものとして起訴審判されたものではないから、所論はその前提において失当であり採用することを得ない。

同三、四点は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。昭和二九年三月一二日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官